

東海村ごみ集積所（燃えるごみ・燃えないごみ等）の管理等について

村では、ごみ集積所として届出を受けた場所のごみを収集しています。

届出

一般住宅の集積所は、地域での話し合いで場所を選定し、必要な承諾・許可を得たうえで、届出書を出していただきます。詳しくは、清掃センター（ごみゼロ推進室）にご相談ください。

集合住宅専用の集積所については、大家、または不動産管理会社が届出者となります。

設置の目安は、以下のとおりとなっています。

区 分	一般住宅	集合住宅・貸家専用
●燃えるごみ	原則として10世帯以上に1箇所	原則として4世帯以上に1箇所
●燃えないごみ・粗大ごみ		

※資源物は、別に設置されている資源ステーションに出してください。

手 順

- 1 設置する場所を探します。
 - ・利用者の管理が行き届く場所に設置してください。
 - ・行き止まりや狭小道路には設置できません。
 - ・安全かつ効率良く収集できる場所であること。
- 2 土地所有者及び隣接地の土地所有者等利害関係者の承諾を得ます。
(民有地又は、民有地に接する公有地に設置する場合は、届出書にその土地所有者の署名をもらいます。)
- 3 清掃センター（ごみゼロ推進室）へごみ集積所届出書を提出します。
- 4 書類審査、現地確認後に収集開始となります。
(届出から収集開始まで2週間ほどかかります。また、交通等問題があり、収集ができないと判断した場合は、届出者に連絡いたします。)

※ 軽微な移動や廃止の際にも届出が必要となりますので、変更等がある場合には速やかに届け出てください。

※ 集積所の管理・清掃・修繕については、その集積所を使用する方々で行ってください。

※ 利害関係者からの集積所利用に関する苦情・異議申し立てについては、地域で協議し解決にあたっててください。

次の事項を必ず守ってください。

- 1 ごみの分別（燃えるごみ・燃えないごみ）をきちんとすること。分別しないで出されたものや、ルールを守らないごみは収集しません。
- 2 集積所に出すごみは、必ず、収集する当日の朝8時30分までに出してください。
- 3 集積所は清潔に使用してください。散乱した場合は利用者が協力して清掃してください。
- 4 集積所を管理する方々に断りなくごみを出すとトラブルの原因となりますのでやめましょう。
- 5 収集日については、資源物・ごみ収集日割表、広報紙、HP、LINEを参照してください。

村清掃センター（ごみゼロ推進室） 電話 029-282-7289